

平成27年(ワ)第11996号,平成28年(ワ)第2023号,平成
28年(ワ)第2895号 個人番号利用差止等請求事件

原告 平野かおる ほか144名

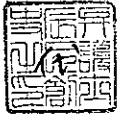
被告 国

準備書面13

2019(令和元)年5月7日

大阪地方裁判所第24民事部合議2へ係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 江 洋 一



同 辰 巳 創 史



第1 本書面の目的

原告らは、準備書面11において、立証に先立ち争点を明確化するため、これまでの原告らと被告の主張を整理したうえで、被告の認否が不明である点について明らかにし、被告に対応を求めた。

しかし、被告は、「飽くまでも原告らが認識するところの被告の認否及び反論等であるにすぎない」(被告第8準備書面)と述べ、全てについて争うようである。

したがって、原告らは、主張事実全てについて立証を尽くすために、以下のとおり書証を提出し、人証を申請する予定である。

以下、原告らの立証計画につき詳述する。

第2 立証計画

1 立証方法

(1) 書証

ア 憲法学者2名の意見書

- ・玉蟲由樹（日本大学法学部教授）
- ・實原隆志（福岡大学法学部教授）

イ 他訴訟における意見書及び尋問調書

- ・森田明（弁護士，神奈川県情報公開・個人情報保護審査会委員，内閣府情報公開・個人情報保護審査会常勤委員（2011年10月～2014年9月））
- ・原田富弘（自治体非常勤職員）

ウ 「マイナンバーはこんなに恐い！国民総背番号制が招く“超”監視社会」（黒田充著・日本機関紙出版センター）

(2) 人証

ア 証人 黒田充（大阪自治体問題研究所理事，自治体情報政策研究所代表，大阪経済大学非常勤講師，箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門委員（2006年12月28日～2008年3月31日））

イ 本人 疋田英司（税理士）

2 立証趣旨と立証方法の関係

(1) 権利性（原告の権利又は法律上保護される利益の存在について）

ア 原告らの主位的主張－憲法13条によるプライバシー権の保障

自己情報コントロール権を含むプライバシー権は憲法13条で保障された人権である（訴状17頁）。【書証ア】

イ 原告らの予備的主張

仮に自己情報コントロール権が憲法13条で保障されないとし

ても、個人に関する情報をみだりに収集、管理・利用、開示・公表されない自由は、憲法上保障される（住基ネット訴訟最高裁判決参照。原告ら準備書面1・23頁以下）。【書証ア】

(2) マイナンバー制度による権利侵害

ア マイナンバー制度の制度上・システム上の保護措置が不十分である（原告ら準備書面3・7～34頁，同準備書面9・5頁等）。【書証イ・ウ，人証ア】

イ 個人番号を含む特定個人情報⁷が漏洩する現実的・具体的危険性がある（訴状8～10頁，原告ら準備書面3・13～18頁，同準備書面6・26～30頁）。【書証イ・ウ，人証ア】

ウ 特定個人情報の漏洩，通知カードや個人番号カードの不正取得や偽造等による成りすましの被害等が生じる現実的・具体的危険性がある（訴状12～13頁，原告ら準備書面3・11～15，18～19頁）。【書証イ・ウ，人証ア】

エ データマッチング・プロファイリングによる現実的・具体的危険性がある（訴状9，11～12頁，原告ら準備書面10・14頁，同準備書面6・16頁，同準備書面10・12頁，同準備書面12）。【書証イ・ウ，人証ア】

オ マイナンバー法19条14号と施行令の憲法上の問題（原告ら準備書面6・18～21頁，同準備書面9）。【書証ア・ウ，人証ア】

(3) 費用対効果等（訴状20～21，原告ら準備書面7，同準備書面8・1～2頁）

ア マイナンバー制度には正当な目的がない。【書証ア・ウ，人証ア】

イ マイナンバー制度において仮に正当な目的があったとしても，目的達成の手段としての必要性・合理性がない。【書証ア・ウ，人証ア】

ウ マイナンバー制度を導入しても正確な所得の補足，社会保障給付の充実という効果は認められず，国民の利便性の向上や行政の効率化も認められない。【人証イ】

以 上